

青森公立大学広報基本方針

令和8年3月4日制定

令和8年3月16日一部変更

公立大学法人青森公立大学

青森公立大学は、地域の皆様の大学設立への願いが形となり、20万人を超える署名と20億円を超える寄付を受け平成5年に設立された大学であり、平成21年の独立行政法人化以降も、社会から信頼される公共性の高い高等教育研究機関としてその役割を果たしている。

本学がこれからも地域に受け入れられ続けるには、本学の諸活動や諸情報を広く大学の内外に発信し本学の存在意義を示していく必要がある。そのため、本学は開かれた大学として、その特色と強みを積極的に発信する。対象者に応じた多様な広報媒体を活用して、本学の魅力や活動内容を分かりやすく的確に伝え、大学としての存在感を高める。

このため、本学は「広報基本方針」を策定する。その具体的な広報戦略や情報発信のあり方、および学内での推進体制については、「広報基本戦略」として別に定める。

また、情報の収集・発信に際しては、個人情報保護その他の人権に十分に配慮するため、「広報倫理ガイドライン」を別に定める。